

須坂市農業委員会 令和3年3月総会 議事録

- 1 招集 令和3年3月26日(金) 午後3時
- 2 開会 令和3年3月26日(金) 午後3時
- 3 閉会 令和3年3月26日(金) 午後4時30分
- 4 場所 須坂市役所 防災活動センター活動室1

5 出席した農業委員 (13人)

出席した農地利用最適化推進委員 (7人)

会長	14番	神林利彦	農業委員	6番	上原昌雄	推進委員	15番	丸山輝幸
会長職務代理	13番	田中郁男	〃	7番	市村修一	〃	16番	坂田学
農業委員	1番	原千賀子	〃	8番	斎藤稔	〃	17番	春原等
〃	2番	松田かよ	〃	10番	小林昇	〃	18番	中村嘉博
〃	3番	神林秀明	〃	11番	山岸幸子	〃	19番	櫻井清一
〃	4番	返町惇	〃	12番	神林清治	〃	20番	竹前清孝
〃	5番	小林郁雄	〃			〃	21番	大澤敏志

- 6 欠席した農業委員 9番 春原 博
欠席した農地利用最適化推進委員 なし

7 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案第39号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する決定について
- 議案第40号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について
- 議案第41号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について
- 議案第42号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 議案第43号 農地法第3条第2項5号の規定による下限面積の設定について
- 報告第22号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
- 報告第23号 農地法第4条第1項第9号の規定による届出について

8 農業委員会事務局職員

事務局長 荻原一司 局長補佐兼農地係長 丸山孝幸 農地係主査 増村穰亮

9 須坂市説明員

産業振興部農林課課長補佐 横田宏樹 農政係主査 土屋大輔

10 会議の概要

事務局長

定刻になりましたので、須坂市農業委員会3月総会を開会いたします。

本日の会議につきましては、春原委員から欠席の連絡、竹前推進委員から遅参の連絡がありましたが、農業委員総数14人中、過半数の出席をいただいておりますので、会議の成立をご報告いたします。

それでは、須坂市農業委員会会議規則第4条の規定により、「会長は会議の議長となり、議事を整理する」となっておりますので、会長の議事進行をお願いいたします。

議長 新型コロナ禍の中で大変なところ、また農作業等も忙しくなる中、3月総会にご出席いただき、大変ご苦労様です。

なお、本日は午前10時から農作業等標準労賃協定会議がございまして出席された委員さんにおかれましては引き続きの会議ですが、よろしく申し上げます。

本日の総会は令和2年度最後の総会となりますが、慎重審議をお願いするとともに、議事がスムーズに進行しますようご協力をお願いします。

議長 3月提出分の5議案につきまして、慎重審議をよろしくお願い申し上げます。

それでは、議事に入ります。

最初に、議事録署名委員の指名を行います。

須崎市農業委員会 会議規則第14条の規定により、6番上原昌雄委員、7番市村修一委員をご指名申し上げます。

それでは、議案第39号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する決定について」申請件数2件を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長 次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。

ないようでしたら、推進委員さんで何か補足説明がございませうか。

議長 ないようでありますので、これより質疑意見に入ります。

農業委員さんで質疑意見はございませうか。

5番 No.1の経営内容と営農計画を教えてください。

事務局 (申請書及び営農計画書により説明。)

8番 No.1とNo.2の売買金額について、金額は同じくらいで、一方は面積が半分程度で、農地として高すぎる気がします、これで良いのですか。

事務局 金額について、申請者にも確認していますが、これで間違いのないことと申す申請者に話を伺ったところ、実測したり分筆したり、余計な経費をかけてしまい、その分金額を上げざるを得なかったとのことと申す。

議長 推進委員さんで何かございませうか。

ないようでありますので、採決いたします。

議長 議案第39号の2件について、許可と決定するに、賛成の農業委員さんは挙手願います。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第39号の2件については許可と決定しました。

次に、議案第40号の「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」申請件数1件を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長 次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。

推進委員さんで何か補足説明がございませうか。

ないようでありますので、これより質疑意見に入ります。

議長 農業委員さんで質疑意見はございませうか。

12番 農振除外の現地確認の際は申請地に車庫があったと思いますが、おそらく違反状態ということで現在は撤去されています。車の方はどうされる計画なのでしょう。配置図によると母屋の南側に駐車するようです。

事務局 車庫自体それほど古くもなかったもので、バラシてあらためて組み立てるといったことはないのですか。

12番 今回の計画には車庫の建設計画はありませんので青空駐車だと思います。

議長 ほかにないようでしたら推進委員さんで何かございませうか。

ないようでありますので、採決いたします。

議長 議案第40号の1件について、意見可と決定するに、賛成の農業委員さんは挙手願います。

議長 挙手全員であります。
よって、議案第 40 号の 1 件については、意見可と決定しました。

議長 次に、議案第 41 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定
について」申請件数 5 件を議題といたします。
事務局の説明を願います。
(議案書に基づき朗読、説明。)

事務局 次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。
議長 推進委員さんで何か補足説明がございませうか。

議長 ないようでありますので、これより質疑意見に入ります。
農業委員さんで質疑意見はございませうか。

5 番 No.1 ですが、図面からみてどの部分になりますか。
事務局 携帯基地局ということで申請地の道路寄りに電柱型の基地局を設置します。工事
期間の重機置場及び資材置場として申請地全体を一時転用するものです。

5 番 よくフェンスで囲んだ基地局がありますが、電柱を建てるということですか。そ
の場合、面積とかはどうなりますか。

事務局 高さ 15 メートル弱の電柱を 1 本設置して、フェンス等はないとのこと
8 番 電柱を設置するということが、フェンスに囲むようなものであれば転用許可
が必要になるように思いますが、どうなのですか。

事務局 携帯基地局については、転用許可は不要です。工事計画のみ事業者から提出して
いただいています。

議長 推進委員さんで何かございませうか。

議長 ないようでありますので、採決いたします。
議長 議案第 41 号の 5 件について意見可と決定するに、賛成の農業委員さんは挙手願
います。

議長 挙手全員であります。
よって、議案第 41 号の 5 件については意見可と決定しました。

議長 次に、議案第 42 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地
利用集積計画の決定について」申請件数 56 件を議題といたします。
最初に、No.1 から No.14 までの 14 件について、審議いたします。
事務局の説明を願います。
(議案書に基づき朗読、説明。)

説明員 次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。
議長 推進委員さんで何か補足説明がございませうか。

議長 ないようでありますので、これより質疑意見に入ります。
農業委員さんで質疑意見はございませうか。

5 番 No.6 について経営内容を教えてください。
説明員 (営農計画書に基づき説明。)

議長 推進委員さんで何かございませうか。

議長 ないようでありますので、採決いたします。
議長 議案第 42 号の No.1 から No.14 までの 14 件について、決定とするに賛成の農業委員
さんは挙手願います。

議長 挙手全員であります。
よって、議案第 42 号の No.1 から No.14 までの 14 件については、決定とすることに
決しました。

議長 次に、議案第 42 号の No.15 から No.28 までの 14 件について、審議いたします。
事務局の説明を願います。
(議案書に基づき朗読、説明。)

説明員 次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。
議長 3 番 No.23 ですが、2 人の息子さんがおりまして、6 月ころ仕事をやめて農業をやると
のことで、2 人とも熱心に剪定作業などをやっておられますので、よろしくお願

します。

議長

推進委員さんで何か補足説明がございますか。
ないようですので、これより質疑意見に入ります。

議長

農業委員さんで質疑意見はございませんか。

8 番

No.16 と No.17 について、新規就農ですが始めて何年くらいになりますか。あと、No.17 はキャッサバの栽培とありますが、私の記憶だと熱帯とか亜熱帯で栽培されると思いますが、長野県での栽培は可能でしょうか。それと品種によっては毒性があるものもあるそうですが、それは大丈夫でしょうか。

説明員

No.16 ですが 2 年間の里親研修が終わり本格就農となるものです。No.17 のキャッサバですが、今流行りのタピオカの原料になるということです。毒性等については把握しておりません。営農計画をみますと小規模から始められてキャッサバも栽培に向かないようであれば別の作物を栽培するということです。

5 番

質問ではなくお願いです。No.26 ですが、住宅地の隣接ということで農薬等のトラブルも予想されますので十分気をつけるようお伝えください。

8 番

No.22 の申請者は法人ですが、どのような会社ですか。

説明員

(申請書及び営農計画書により説明。)

議長

ほかにないようでしたら、推進委員さんで何かございますか。

ないようでありますので、採決いたします。

議案第 42 号の No.15 から No.28 までの 14 件について、決定とするに賛成の農業委員さんは挙手願います。

議長

挙手全員であります。

よって、議案第 42 号の No.15 から No.28 までの 14 件については、決定とすることに決しました。

議長

次に、議案第 42 号の No.29 から No.37 までの 9 件について、審議いたします。

事務局の説明を願います。

説明員

(No.32 が取り下げられたことについて説明。続いて議案書に基づき朗読、説明。)

議長

次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。

推進委員さんで何か補足説明がございますか。

ないようですので、これより質疑意見に入ります。

議長

農業委員さんで質疑意見はございませんか。

推進委員さんで何かございますか。

議長

ないようでありますので、採決いたします。

議案第 42 号の No.29 から No.37 までの No.32 を除く 8 件について、決定とするに賛成の農業委員さんは挙手願います。

議長

挙手全員であります。

よって、議案第 42 号の No.29 から No.37 までの No.32 を除く 8 件については、決定とすることに決しました。

議長

次に、議案第 42 号の No.38 から No.51 までの 14 件について、審議いたします。

事務局の説明を願います。

説明員

(議案書に基づき朗読、説明。)

議長

次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。

推進委員さんで何か補足説明がございますか。

ないようですので、これより質疑意見に入ります。

議長

農業委員さんで質疑意見はございませんか。

推進委員さんで何かございますか。

議長

ないようでありますので、採決いたします。

議案第 42 号の No.38 から No.51 までの 14 件について、決定とするに賛成の農業委員さんは挙手願います。

議長

挙手全員であります。

よって、議案第 42 号の No.38 から No.51 までの 14 件については、決定とすることに

決しました。

議長 次に、議案第 42 号のNo.52 からNo.56 までの 5 件について審議いたします。
事務局の説明を願います。

説明員 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長 次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。
推進委員さんで何か補足説明がございますか。

議長 ないようでありますので、これより質疑意見に入ります。

農業委員さんで質疑意見はございませんか。

8 番 No.52 ですが、農地としては金額が高すぎはしませんか。

説明員 高速道路建設の頃に今の所有者が購入されたそうですが、当時の価格はそれ以上
で今回は当時の価格より大幅に下げているとのことで、双方の話し合いの中で決め
たということです。

3 番 場所はどこらへんになりますか。

説明員 (議案添付地図により説明)

ほかにないようでしたら推進委員さんで何かございますか。

議長 ないようでありますので、採決いたします。

議案第 42 号のNo.52 からNo.56 までの 5 件について、決定とするに賛成の農業委員
さんは挙手願います。

議長 挙手多数であります。

よって、議案第 42 号のNo.52 からNo.56 までの 5 件については、決定することに
決しました。

議長 次に、議案第 43 号「農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による下限面積の設定につ
いて」審議件数 1 件について審議いたします。

事務局の説明を願います。

事務局長 農業委員会は、毎年、別段の面積の修正の必要性について検討することとされて
います。過日、設定面積について地区ごとに委員の皆さんからご意見を伺い、検討
した結果、次年度以降については、議案書のとおり提案します。

具体的には、市全域で 17 条 1 項を適用し、別段面積を 40 アールにします。これ
は、市全体で 40 アール未満の農地を耕作する農家が農家総数の 46.2%で、農家総数
の概ね 4 割を下らないこととする 17 条 1 項の別段面積の基準に合致するためです。

さらに、この例外として 17 条 2 項を適用して、東地区については、現に農地の荒
廃化が進行していることから、30 アールを 20 アールに引き下げ、千曲川堤外地の
農地については、これまで同様 10 アールとします。

なお、空き家住宅に隣接する 1 アール以上 10 アール未満の農地における別段面積
は、これまでどおり申請に基づき農業委員会が適用の可否を判断するものとし、可
とする場合の別段の面積は 1 アールといたします。以上です。

議長 以上で説明が終わりました。これより質疑意見に入ります。

農業委員さんで質疑意見はございませんか。

ないようでしたら、推進委員さんで何かございますか。

議長 ないようでありますので、採決いたします。

議案第 43 号の 1 件について、決定とするに賛成の農業委員さんは挙手願います。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第 43 号の 1 件については、決定することに決しました。

以上で審議案件は終了いたしました。

議長 次に、報告に移ります。

報告第 22 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について」報告件数 3
件、報告第 23 号「農地法第 4 条第 1 項第 9 号の規定による届出について」報告件数
2 件のうち、No.1 について、事務局の説明を願います。

事務局 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長 この件についてご質問はございませんか。

ないようですので、次に報告第 23 号「農地法第 4 条第 1 項第 9 号の規定による届出について」報告件数 2 件のうち、No. 2 について、事務局の説明を願います。

なお、この案件につきましては、議席番号 3 番の委員の退席をお願いします。報告後は着席を認めます。

議長

この件についてご質問はございませんか。

ないようでありますので、以上で報告を終わります。それでは、議席番号 3 番委員の着席を認めます。

これをもちまして、3 月総会を閉会といたします。ご苦勞様でした。